

議 員 協 議 会

令和 3 年 2 月 26 日
委 員 会 室

1 開 会

2 第 80 回 3 月 定 例 会 の 運 営 等 に つ い て

(1) 議 会 運 営 委 員 会 委 員 長 報 告

(2) そ の 他

3 そ の 他

令和3年2月26日

議員各位

議会運営委員長

令和3年2月19日議会運営委員会の概要について（報告）

去る2月19日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださるようお願い申し上げます。

記

1 協議事項

(1) 第80回市議会臨時会の運営等について

ア 定例会の日程等について

ア) 日程

26日（金）午前9時30分～ 議員協議会
午前10時00分～ 本会議（第1日）
《本会議終了後、資料請求等調整会》

3月1日（月）正午 施政方針・議案質疑通告締切

5日（金）午前10時00分～ 本会議（第2日）

8日（月）午前10時00分～ 本会議（第3日）

《本会議終了後、予算常任委員会質疑事項打合せ。
第3日を使用しない場合は、午前9時30分から》

9日（火）午前9時30分～ 総務産業常任委員会

10日（水）午前9時30分～ 文教民生常任委員会

12日（金）午前9時30分～ 予算常任委員会

15日（月）午前9時30分～ 予算常任委員会

16日（火）午前9時30分～ 予算常任委員会

17日（水） 委員会予備日

18日（木）正午 一般質問通告締切

19日（金）正午 討論通告締切

（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）

24日（水）午前9時30分～ 議員協議会
午前10時00分～ 本会議（第4日）

25日（木）午前10時00分～ 本会議（第5日）

26日（金） 予備日

29日（月）午前9時30分～ 議会運営委員会

イ) 会期

2月26日（金）から3月26日（金）までの29日間

ウ) 会議録署名議員

第1日	3番	美土路祐子	議員	12番	林 晴信	議員
第2日	4番	村岡 栄紀	議員	10番	村井 正信	議員
第3日	5番	高瀬 洋	議員	9番	岡崎 義樹	議員
第4日	6番	東野 敏弘	議員	14番	寺北 建樹	議員
第5日	7番	坂部 武美	議員	13番	中川 正則	議員

イ 西脇市議会会議規則の改正について

委員会提出議案第1号 西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

【改正内容：理由】新議場で配備する電子表決システムによる表決方法を加える。

→事務局職員の朗読→質疑→委員会付託を省略して討論、採決

ウ コロナ対応について

(ア) 本会議

①出席者

・12月議会同様に、特別職、関係部長と議事担当

②傍聴者

・北播磨管内における過去1週間の1日平均の新規感染者数が3人未満⇒14人

・同3人以上5人未満⇒9人

・同5人以上又は市民の感染が判明した場合

自粛の要請（住民の感染判明の場合は、翌日から2週間）

③委員長報告、質疑、討論、採決及び一般質問

→通常どおり実施

④健康管理及び3密対応

→検温、うがい、手洗い、マスク着用、換気の実施

（演壇及び質問席での発言時に限りマスクを外すことを可とする。）

(イ) 各委員会

①出席者

→各委員会委員、理事者（特別職、説明員、議事担当）

②傍聴者

→従来通り最大3人（議員傍聴：議長室で傍聴可）

③健康管理及び3密対応

→本会議に同じ。

2 その他

林委員から別海町（一般質問の前に「一般質問検討会議」でチェックし、議員同士でブラッシュアップ⇒質問⇒振返り・追跡調査）へのオンライン研修について提案

→了承 【4月27日・火曜日に開催予定（時間は今後調整→全議員の参加を）】

議事日程（第80回西脇市議会定例会第1日）

令和3年2月26日

午前10時開会

日程	議案番号	件名	提出者
第1	—	会議録署名議員の指名について	—
第2	—	会期の決定について	—
第3	—	施政方針	市長
第4	議案第2号	西脇市グリーンスポーツハウス条例を廃止する条例の制定について	//
	議案第3号	西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	//
	議案第4号	西脇市人権施策推進審議会条例の制定について	//
	議案第5号	西脇市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	//
	議案第6号	西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市職員の管理又は監督の地位にある職員の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について	//
	議案第7号	西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	//
	議案第8号	西脇市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	//
	議案第9号	西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	//
	議案第10号	西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	//
	議案第11号	西脇市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	//
第5	議案第12号	西脇市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	//
	議案第13号	西脇市日本のへそ日時計の丘公園条例の一部を改正する条例の制定について	//

第 5	議案第14号	西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
	議案第15号	西脇市屋内体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第16号	西脇市立西脇病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第17号	西脇市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第18号	令和2年度西脇市一般会計補正予算（第11号）	〃
	議案第19号	令和2年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
	議案第20号	令和2年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）	〃
	議案第21号	令和2年度西脇市公営墓地特別会計補正予算（第1号）	〃
	議案第22号	令和2年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第6号）	〃
	第 6	議案第23号	令和2年度西脇市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
議案第24号		令和2年度西脇市水道事業会計補正予算（第3号）	〃
議案第25号		令和2年度西脇市下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
議案第26号		令和2年度西脇市病院事業会計補正予算（第4号）	〃
議案第27号		令和3年度西脇市一般会計予算	〃
議案第28号		令和3年度西脇市国民健康保険特別会計予算	〃
議案第29号		令和3年度西脇市立学校給食センター特別会計予算	〃
第 7	議案第30号	令和3年度西脇市老人保健施設特別会計予算	〃
	議案第31号	令和3年度西脇市公営墓地特別会計予算	〃
	議案第32号	令和3年度西脇市介護保険特別会計予算	〃

第7 第8 第9 第10	議案第33号	令和3年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計 予算	市長
	議案第34号	令和3年度西脇市後期高齢者医療特別会計予算	//
	議案第35号	令和3年度西脇市太陽光発電事業特別会計予算	//
	議案第36号	令和3年度西脇市水道事業会計予算	//
	議案第37号	令和3年度西脇市下水道事業会計予算	//
	議案第38号	令和3年度西脇市病院事業会計予算	//
	議案第39号	西脇市教育委員会教育長の任命について	//
	議案第40号	財産（企業誘致事業用地）の処分について	//
	議案第41号	負担付寄附の受納について	//
	委員会提出 議案第1号	西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制 定について	議会運営 委員長

西脇市議会議長 村井公平

地方自治法の規定による出席者名簿（常時出席者）

（地方自治法第121条の規定により説明のため西脇市議会に出席を求める者）

令和3年3月

職 名	氏 名
市 長	片 山 象 三
副 市 長	吉 田 孝 司
教 育 長	笹 倉 邦 好
技 監	黒 坂 公 晶
都 市 経 営 部 長	筒 井 研 策
新庁舎建設担当理事	足 立 英 則
総 務 部 長	藤 原 良 規
福 祉 部 長	細 川 喜 美 博
くらし安心部長	高 田 洋 明
健幸都市推進担当理事	藤 井 善 之
産業活力再生部長	仲 田 仁 久
建 設 水 道 部 長	田 中 浩 敬
西脇病院事務局長	長 井 健
教 育 部 長	森 脇 達 也

事 務 報 告

令和3年2月4日（第79回西脇市議会臨時会）以降の西脇市議会事務処理概要は次のとおりです。

記

令和3年

2月4日

- ・ 議員協議会
- ・ 第79回西脇市議会臨時会
- ・ 予算常任委員会

5日

- ・ 総務産業常任委員会

9日

- ・ 議員協議会

12日

- ・ 文教民生常任委員会

17日

- ・ 課題懇談会（議会運営委員会）

18日

- ・ 高山市議会とのオンライン行政視察開催

19日

- ・ 議会運営委員会

委員会提出議案第1号

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和3年2月26日

西脇市議会議会運営委員会
委員長 中川正則

(理由)

電子表決システムによる表決を可能とするため。

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則

西脇市議会会議規則（平成17年西脇市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(起立等による表決) 第69条 議長が表決を可とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、身体の障害等により、起立が困難である議長が認めるときは、他の方法によきことができる。 2 議長が問題を可とするときは、議長又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名投票で表決をとらなければならない。 3 第1項及び第75条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システム（議席に設置された機器を操作することにより賛成又は反対の表決をとることができる。）<u>より表決をとることができる。</u> 4 電子表決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。</p>	<p>(起立による表決) 第69条 議長が表決を可とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、身体の障害等により、起立が困難である議長が認めるときは、他の方法によきことができる。 2 議長が問題を可とするときは、議長又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名投票で表決をとらなければならない。 (新設) (新設)</p>

附 則

この規則は、令和3年5月10日から施行する。